

障害者の困りごとや必要な配慮を疑似体験できるデジタルコンテンツを作成し、多様なコミュニケーション手段の普及啓発につなげたい！

課題



- 障害の種類や程度により多種多様である障害者の意思疎通に係る手段について、都民等に普及啓発を図りたい。
 - ・ 聴覚や視覚などに障害のある方がコミュニケーションをとるときの方法や必要な配慮を疑似体験できるようなデジタルコンテンツを作成し、SNS等を通じて発信していきたい。

【多様なコミュニケーション手段の例】

- 聞こえない・聞こえにくい方 手話、要約筆記、筆談 など
- 見えない・見えにくい方 点字 など
- 理解することが難しい方、言葉を発することが難しい方など コミュニケーションボード など

背景

- 都は、令和 7 年 3 月に「東京都障害者情報コミュニケーション条例※」を制定した（令和 7 年 7 月 1 日施行）。
- 条例は、障害者による情報の取得・利用、意思疎通に係る施策を推進し、全ての都民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、安心して生活することができることを目的としている。
- 当部署では、各種媒体（HP・広報紙、リーフレット等）を活用した普及啓発を行っているが、障害の種類や程度に応じた意思疎通等の重要性について都民等の一層の理解を深めるため、デジタルコンテンツを作成し、SNS等を活用した情報発信もしていきたい。

※ 東京都障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例

現場からのコメント



- プロダクトの導入に当たっては、障害当事者の御意見もお聞きしながら進めていきたいと思います。

現場情報

※現場への直接のご連絡は行わないでください

福祉局
（障害者施策推進部企画課）

障害者の意思疎通に係る環境整備の
推進に取り組んでいる